

令和6年 第4回定例会

駒ヶ根市議会会議録

駒ヶ根市議会

令和6年第4回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年11月29日（金曜日）

午前10時00分 開 会

市長挨拶

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 選任の同意

議案第66号 駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第5 議会の指定する専決処分の報告

報告第17号 市道における物損事故に係る損賠賠償の額を定める専決処分の報告について

報告第18号 自動車物損事故に係る損害賠償の額を定める専決処分の報告について

第6 専決処分の承認

議案第67号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

第7 議案の上程及び提案説明

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第77号 市道路線の認定について

第8 議案に対する質疑及び委員会付託

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第77号 市道路線の認定について

第9 地域公的医療確保特別委員会の設置について

出席議員（15名）

1番	竹上陽子	2番	小林敏夫
3番	今堀雷三	4番	福澤美香
5番	小原晃一	6番	池田幸代
7番	中島和彦	8番	押田慶一
9番	藤井邦彦	10番	竹村 誉
11番	氣賀澤葉子	12番	中山万宝
13番	竹村知子	14番	宮下 稔
15番	小原茂幸		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊藤祐三	副市長	小平 操
教 育 長	本多俊夫	総務部長	小澤一芳
教 育 次 長	赤羽知道	企画振興課長	久保田浩人
総務課長	中嶋憲一	財政課長	福澤 修
民生部長	北原 純	産業部長	市村義美
建設部長	小林 哲	会計管理者	横山 健
代表監査委員	竹村正司	監査委員	下平昭治

事務局職員出席者

局 長	下平和弘
次 長	車田庄治
主 査	伊藤優子

本日の会議に付議した事件

議事日程（第1号）記載のとおり

午前10時00分 開会

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長（小原 茂幸君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

早いもので今年も残すところ1か月余りとなり、何かと慌ただしい季節になりました。

この一年を振り返りますと、1月1日に発生した石川、能登半島地震では震度7を記録し、多くの被害が発生し、さらに8月には宮崎県で震度6弱の地震が発生し、気象庁が初めて南海トラフ地震の臨時情報を発表しました。災害に遭われた皆様へお見舞いを申し上げますとともに、これらの災害を通じて、改めて、日頃の災害、特に地震に対する備えが必要と感じたところであります。

経済面では、引き続きエネルギー価格や原材料価格などの高騰に加えて、円安の長期化などにより物価の高騰が続き、家計を圧迫した一年でありました。多くの企業で賃上げが実施されているところでありますが、私たちの生活にその実感は少なく、大変残念に思うところであります。

駒ヶ根市においては比較的自然災害は少なかった年ではありましたが、7・8月の集中豪雨によりロープウェイの運休、農地畦畔の崩落等が発生しております。

また、7月に市制施行70周年の節目を迎え、先人の業績に感謝し、当市のさらなる飛躍を誓いました。この70周年を契機に持続可能で安全・安心なまちづくりへの取組がなお一層必要であると感じたところであります。

市民の皆様には、平穏に年末を過ごされ、輝かしい希望に満ちた新年を迎えられますよう心からお祈りする次第でございます。

今議会は本年の締めくくりの定例会であります。議員各位の熱の籠った議論を期待いたします。

これより11月22日付、告示第198号をもって招集された令和6年第4回駒ヶ根市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議員定数15名、ただいまの出席議員数15名、定足数に達しております。

日程はタブレットに配付してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

市長挨拶。

○市長（伊藤 祐三君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

令和6年11月22日付、告示第198号をもちまして令和6年第4回駒ヶ根市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、全員の御出席を賜り、御礼を申し上げます。

今年も残すところあと1か月余りであります。

ラニーニャ現象の発生により猛暑に見舞われました夏から高めの気温が秋まで続いておりましたが、このところ各地で雪の便りも聞かれるようになり、ようやく冬の訪れを感じるようになってまいりました。

ラニーニャ現象は冬が寒くなりやすいとも言われます。師走を控え、本格的な冬支度に向け忙しくなる時期と

なります。

今年元旦に発生しました能登半島地震では、災害関連死の認定者が新潟、富山、石川3県で合わせますと230人を超え、2016年に発生しました熊本地震で熊本、大分、両県で認定された222人を上回ったと伝えられています。

市議会や区長会の皆様も地震の被害を受けたかほく市を訪問され、状況を視察されたり地元区長さんのお話を聞かれたりしたと伺っております。

私もかほく市を訪ね、今回の地震の被害の大きさ、自然災害の恐ろしさを改めて感じました。

その後、豪雨の被害も重なりました。つい先日も震度4～5の地震が起き、かほく市の油野市長さんと、27日、電話でお話をしました。幸い大きな被害はなかったと伺い、ほっといたしました。

被災地の日も早い復興を願うとともに、引き続きできる支援を行ってまいります。

さて、今月24日に行われました第73回長野県縦断駅伝競走大会では、上伊那チームが6年ぶり39回目の優勝を果たしました。上伊那チームは、1区に出場した駒ヶ根市出身、赤穂中の原選手がトップに立つと、最後まで首位を譲らない盤石のレース展開でありました。駒ヶ根市出身のほかの選手も活躍をされ、大変うれしく感じました。若い皆さんの活躍は地域に元気を与えます。今後も大いに期待をしております。

次に景気動向であります。

政府は、今月26日、11月の月例経済報告を発表し、国内景気について「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」との判断を据え置きました。

先行きについては、雇用所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。

ただし、トランプ政権の発足を控えたアメリカの政策動向に注意する必要があるとしております。

市内の経済状況であります。11月に駒ヶ根商工会議所と合同で85の事業所に景気動向調査を実施いたしました。

現在、詳細の分析を行っており、暫定ではありますが、最近の動向につきまして説明をいたします。

各業種とも、物価高の影響により利益が出にくい状況であります。金属、食品、資材等、あらゆるものが値上がりをしており、電気やガス等の光熱費、最低賃金引上げによる人件費の上昇も利益の圧迫につながっております。

また、いずれの業種も人手不足が続いています。各社とも今後の事業継続を考え若い人材の確保を目指しておりますが、なかなか新卒を採用することができず、先行きを不安視する声が多く聞かれています。

続いて業種ごとの状況です。

製造業は、ここ2年ほど不調の時期が続いておりました自動車関連や半導体関連で少しずつ回復基調が見られるとの声の一部が聞かれるようになりました。しかし、継続性については不透明であり、引き続き不調であるとの声もまだ多くありますので、今後も注視が必要であります。

建設業は、公共事業の売上高減少という声が聞かれました。物価高の影響により利益が出にくい状況であります。人手不足も深刻であり、今後、受けられる工事に制約が出てくることを危惧する声が聞かれました。

商業、サービス業では、物価高の影響で売上高や顧客単価は上昇しておりますが、仕入れ価格も上昇している

ため、利益は出ないという状況が続いております。今後もしばらくこの状況が続くことが予想されるとのことであります。

観光業では、7月に土砂崩落によるロープウエー運休期間がありました。しかし、最盛期の夏から秋にかけて天気のよい日が続き、多くの観光客が訪れました。

さて、駒ヶ根市は、第5次総合計画の将来像、「誰もが自由闊達にいきいきと活躍する広場のようなまち」を目指し、5つの基本目標と6つの重点プロジェクト、DX戦略事業などを掲げ、様々な施策に取り組んでおります。

本年度は、第5次総合計画の3年目、中間年であります。9月の市議会全員協議会でも達成目標に対する中間報告について報告をいたしました。

昨日の全員協議会でお示しをしましたとおり、重点プロジェクトやDX戦略などを中心に計画を着実に進展するため、3か年実施計画に主要事業などを盛り込んでおります。

次に、本年度前半を振り返り、進めてまいりました施策の状況などについて説明をいたします。

「ひとづくり」では、ウミガメプロジェクトとして、赤穂高校の1年生、総合的な探究の時間を利用して引き続き市と共同した講座を設けております。このうち、ホッケー講座では、国民スポーツ大会に向けた普及戦略について研究していただいております。ロッジ中岡さんをお迎えし、多くの子どもさんに参加いただき行いましたホッケー教室もここから生まれたアイデアであります。

また、施設の長寿化対策では地域文化の拠点であります駒ヶ根総合文化センターの改修工事に着手をいたしました。

「健康づくり・支え合いの地域づくり」では、不足しております介護人材確保に向けた取組を始めております。

「ひとの流れづくり」では移住と観光の分野に力を入れてまいりました。移住・定住の促進では、様々なチャンネルを使った広報を行うとともに、物価高騰対策、マイホーム取得支援事業により、子育て世代の市内への定住も図りました。こうした事業などによりまして今年度のこれまでの移住者は62人となり、引き続き好調に推移しております。

シン“KOMAGANE”プロジェクトにも継続して取り組んでおります。それ駒ヶ根でできます推進チームにより、駒ヶ根市を広く知っていただけるよう、精力的にプロモーションを行っております。

また、駒ヶ根ファームスのウッドデッキなど、観光施設の改修も進めてまいりました。豪雨のためロープウエーが運休した時期がありましたが、天候は比較的安定していたこともありまして、観光客はコロナ禍前のにぎわいを取り戻しております。

「しごと・ものづくり」では、大手アパレルメーカービームスジャパンが市内の企業とともに既存商品のブラッシュアップや新たな製品開発を進めてきました。完成しました製品はふるさと寄附にも貢献をしていただいております。

そのふるさと寄附は好調が続いておりまして、本年度も過去最高額を更新し、10億円を超える見込みであります。地元企業の皆様の技術やアイデアなどのおかげでありまして、引き続き新たな商品開発への御協力を賜りますようお願いをしたいと思います。

また、誘致しましたピカソ美化学研究所グループの研修センターが今週完成いたしました。

さらに、ニデックドライブテクノロジー株式会社の第2工場の竣工、日本発條株式会社の第4生産棟の増設など

も行われております。

「安心・快適なまちづくり」では、旧福祉センター跡地に災害時に備えまちなかの避難場所としての防災広場や備蓄用の防災倉庫の整備に着手いたしました。

また、新交通体系を検討する中で公共ライドシェアの仕組みづくりの研究を進めております。今年度中に実証実験を行ってまいります。

重点プロジェクトであります少子化対策・子育て支援プロジェクトとしましては、第2期子育て全力応援として支援策を講じてまいりました。

中心市街地再構築プロジェクトでは、青年海外協力協会——J O C Aが未満児に特化した小規模保育施設を銀座通りにオープンいたしました。新たなお店も増えておりまして、まちなかのにぎわいづくりは確実に進んでおります。

竜東振興プロジェクトにつきましては、昨日の全協で報告させていただきましたリニア残土を活用した新宮川岸地区土地改良事業及び竜東振興拠点整備事業を引き続き進めてまいります。

また、蚕プロジェクトは、市とK A I C O株式会社が連携をして養蚕の可能性に挑戦し、事業展開するものがあります。空き家となっております教員住宅を使って蚕の飼育を本格的に始めており、これまでに3回、繭を出荷することができました。

D Xの推進につきましても、窓口改革プロジェクトチームを設置し改革の取組に着手いたしました。今後も駒ヶ根D X戦略に基づき様々な取組を進めてまいります。

いずれの分野でも積極的に取り組んでおります。市民の皆様、議員の皆様の御理解、御協力を賜り、感謝を申し上げます。

さて、本定例会で提案いたします議案であります。人事案件1件、専決処分の報告2件、専決処分の承認1件、条例案件5件、補正予算3件、事件案件2件の計14件であります。

議案の主な内容であります。人事案件は任期満了に伴います固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めるもの、専決処分の報告は市道における物損事故に係る損害賠償の額を定める専決処分などについて報告するもの、専決処分の承認は令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認をそれぞれ求めるものであります。

条例案件は、製品プラスチックの分別回収による再商品化の促進に伴い、規定するごみの種類を改めるため、駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例などを提案するものであります。

補正予算は、一般会計、特別会計の3議案を提案いたします。

令和6年度一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ8億7,936万7,000円を追加するものであります。

補正の主な内容であります。ふるさと寄附の増額が見込まれることから経費等の追加、障がい者の各種サービス利用の増加に伴う介護・訓練給付費の追加、エネルギーコストの上昇に直面する市内中小事業者の負担軽減をするため電気料金の一部を補助する経費の計上、老朽化が進む駒ヶ根総合文化センターの空調設備等、改修する工事費の計上などをお願いするものであります。これらの歳出に伴う財源につきましては、主に寄附金、国・県支出金、一般財源、市債などを充てることとしております。

事件案件は公の施設の指定管理者の指定、市道路線の認定を行うものであります。

今議会に提案いたします議案は、いずれも重要な案件であります。慎重なる御審議の上、適切な御決定を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして第4回定例会の招集に当たりましての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、駒ヶ根市議会会議規則第87条の規定により8番 押田慶一議員、9番 藤井邦彦議員、10番 竹村誉議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、あらかじめ去る11月25日の議会運営委員会においてタブレット内に配付してあります日程表のとおり決定されております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月19日までの21日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告をいたさせます。

○局 長（下平 和弘君） 11月22日付にて市長から次のとおり議案の送付がありました。

議案第66号 駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員の選任についてなど、人事案件1件、専決処分報告2件、専決処分の承認1件、条例5件、補正予算3件、事件2件の合計14件でございます。

以上でございます。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第4

議案第66号 駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

○局 長（下平 和弘君） 朗読

○議 長（小原 茂幸君） 提案理由の説明を求めます。

○市 長（伊藤 祐三君） 議案第66号 駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として、1期3年間、御活躍をいただいております宮下兼秋さんは、任期が令和7年3月6日で満了となります。宮下さんには引き続き固定資産評価審査委員会委員としてお願いをいたしたく、選任について提案いたしたいと考えます。

宮下さんは、長い間、金融機関に勤務をされ、職務に精通するとともに、人格温厚で誠実なお人柄であります。これまでの委員としての経験もあり、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えます。

つきましては、宮下さんを駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと考えますので、御同

意賜りますようお願いをいたします。

なお、任期は令和7年3月7日からの3年間であります。

○議長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して直ちに表決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員の選任については、市長提案のとおり、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小原 茂幸君） お座りください。（起立者着席）

起立全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

ただいま駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意いたしました宮下兼秋さんより御挨拶をお願いいたします。

〔固定資産評価審査委員会委員 宮下兼秋君 登壇〕

○固定資産評価審査委員会委員（宮下 兼秋君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

ただいま固定資産評価審査委員に選任——再任ですか、されました宮下兼秋でございます。もとより微力ではございますが、これまでの経験や知識を生かしまして、職責を果たすことで市政に貢献していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。（一同拍手）

○議長（小原 茂幸君） ありがとうございます。

〔駒ヶ根市固定資産評価審査委員会委員 宮下兼秋君 降壇・退場〕

○議長（小原 茂幸君） 日程第5

報告第17号 市道における物損事故に関わる損害賠償の額を定める専決処分の報告について
及び

報告第18号 自動車物損事故に関わる損害賠償の額を定める専決処分の報告について

以上、報告2議案を一括議題といたします。

報告を求めます。

○建設部長（小林 哲君） 報告17—1を御覧ください。

報告第17号 市道における物損事故に係る損害賠償の額を定める専決処分について提案説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙により専決処分したので、同条第 2 項の規定により御報告申し上げます。

報告 1 7—2 を御覧ください。

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和 6 年 7 月 4 日午前 5 時頃、駒ヶ根市赤穂 3200 番地 1 付近の市道 1 の 4 3 号線において相手方の運転する外国製オートバイが南から北に向かって走行中、車道舗装に空いた穴に相手方オートバイの前輪がはまりオートバイフロントフェンダーを損傷したものでございます。

損害賠償の額でございますが、相手方の損害額 14 万 800 円に対し、市の過失割合を 4 0 % とし、5 万 6, 320 円を賠償したものでございます。

なお、市の過失割合については市が加入する道路賠償責任保険の公益社団法人全国市有物件災害共済会による査定結果によるもので、駒ヶ根市損害賠償等審査委員会に諮り、相手方と示談交渉を行い、1 0 月 1 日に示談に至ったものでございます。

事故発生後、職員により簡易舗装により補修を行いました。

傷んだ路面の補修については、職員のパトロールをさらに強化し、迅速な修繕対応を行うとともに、当該路線の舗裝修繕工事を実施し、再発防止に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○民生部長（北原 純君） 議案書の報告 1 8—1 ページをお願いいたします。

報告第 1 8 号 自動車物損事故に係る損害賠償の額を定める専決処分の報告について御説明を申し上げます。

報告 1 8—2 ページをお願いいたします。

専決処分書でございますが、地方自治法の規定により令和 6 年 1 月 5 日付で専決処分をいたしましたものの報告でございます。

内容でございますが、損害賠償の種類は自動車物損事故に伴う損害賠償で、相手方は御覧のとおりでございます。

事故の概要でございますが、本年 7 月 2 3 日午前 9 時 3 0 分頃、市職員が公用車で相手方の自宅を訪問した際、バックで駐車しようとしたところ相手方カーポートの柱に接触し破損したものであります。

相手方の損害額は 4 万 4, 000 円で、全額を賠償するものです。

公用車の運転時や駐停車する際には後方を直接目視するなど細心の注意を払うよう職員に対し朝礼等を通じ安全運転の徹底を図ってまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上、御報告を申し上げます。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって報告を終結いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

報告第 1 7 号及び報告第 1 8 号については、ただいまの報告のとおり、これを聞きおくことといたします。

日程第 6

議案第67号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
専決処分1議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（小澤 一芳君） 議案書67—1ページ、タブレット7ページを御覧ください。

議案第67号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて提案
説明申し上げます。

次ページの専決処分書を御覧ください。

今回の補正は、衆議院の解散による衆議院議員総選挙の執行のため、地方自治法の規定によりまして令和6年
10月1日に専決処分をさせていただいたものでございます。

第1条にありますように、歳入歳出予算総額にそれぞれ2,122万1,000円を追加し、予算の総額を169億7,310
万2,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細書で説明させていただきますので、議案書67—5・6、タブレット11ページを御覧ください。

歳入であります。17款3項2目 総務費委託金に選挙費委託金2,071万9,000円を、21款1項1目 一
般繰越金に50万2,000円を追加し、議案書67—7・8ページ、タブレット13ページの歳出になりますが、款
2 総務費、4項3目 衆議院議員総選挙費に2,122万1,000円を増額補正させていただくものでございます。

1ページの給与費明細書につきましては後刻お目通しをお願いいたします。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午前10時40分といたします。

休憩。

午前10時34分 休憩

午前10時40分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

先ほど提案されました議案第67号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求
めることについて専決処分1議案を議題とし、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略して直ちに表決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。

これより議案第67号について採決いたします。

議案第67号については、市長提案のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号については、これを承認することに決しました。

日程第7

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例

及び

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

以上、条例5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（小澤 一芳君） 議案書68—1ページ、タブレット17ページを御覧ください。

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案説明申し上げます。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして懲役及び禁錮刑が拘禁刑に統一されたことにより関係条例の条項を整理するもので、実質的な変更はございません。

次ページ、タブレット18ページを御覧ください。

改正内容であります。第1条は駒ヶ根市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正するもので、附則第4条第4項及び第5項の改正は懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

第2条は駒ヶ根市情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正するもので、第17条第1項の改正は懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

第3条は駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第5項第1号の改正は禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

第4条は駒ヶ根市職員退職手当支給条例の一部を改正するもので、第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項の改正は禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

第5条は駒ヶ根市消防団条例の一部を改正するもので、第5条第1号の改正は禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

第6条は駒ヶ根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するもので、第6条第1号の改正は禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

附則といたしまして、附則第1項は、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもので、具体的には令和7年6月1日から施行するものでございます。

附則第2項から次ページの第5項までにつきましては、この条例の施行前と施行後の行為について経過措置を設けてございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○民生部長（北原 純君） それでは議案書の69—1ページをお願いいたします。

議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い児童手当法及び児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことにより関係条例を整理するためであります。

69—2ページをお願いいたします。

第1条は駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

別表の第2は個人番号の利用範囲を規定しておりますが、児童手当法の一部改正により支給に係る所得制限が撤廃され、特例給付が削られたことに伴い、条文を整理するものであります。

次に、第2条は駒ヶ根市福祉医療費特別給付条例の一部を改正するものであります。

第3条第2項は福祉医療費特別給付金の受給資格の認定の対象としないものを規定しております。児童扶養手当法施行令の一部改正により児童手当の支給の制限に係る所得基準額の引上げなどがされ、条例中に引用しております児童扶養手当法施行令の項ずれ等を整理するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例第3条の規定は令和6年11月1日から適用するものです。

また、福祉医療費特別給付金に関する経過措置を規定をするものです。

続きまして議案書の70—1ページをお願いいたします。

議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、製品プラスチックの分別収集による再商品化の促進に伴い規定するごみの種類を改めるためであります。

70—2ページをお願いいたします。

第2条第2項第4号の改正は、再生品の用語の意義について規定する条文中、引用している資源の有効な利用の促進に関する法律の改正により生じております項ずれを改めるものであります。

別表第1の改正は、現在、可燃ごみとして収集しているごみの中からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づきプラスチック使用製品廃棄物を資源物として分別収集するため、ごみの種類から除くものであります。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○産業部長（市村 義美君） それでは議案書71—1ページをお開きください。

タブレットでは24ページになります。

議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

提案理由は、近年の燃料費や物価高騰の影響により適正な利用料金に改正するためでございます。

71—2ページをお開きください。

檜尾小屋につきましては、令和4年7月に有人小屋としてオープン以来、多くの皆さんに御利用いただいている状況にあります。昨今の燃料費の高騰や物価の高止まりにより人件費、燃料費、仕入れ費などへの影響が大きく、指定管理者の運営を圧迫している状況です。仮に、今後もこのような状況が続いたり、さらにコストが高まったりした場合、収益施設のため、現在、市が負担していない指定管理料を負担しなくてはならない状況になることも予想されます。

そこで、今回、これに対応するため、檜尾小屋を利用する皆様方に燃料費や物価の高騰に見合った応分の施設利用料金を御負担いただく中で、引き続き健全な運営体制を確保し、利用者へのサービスの質も維持してまいりたいと考えるものでございます。

現在、条例別表中7,000円とありますものを1万円とさせていただく提案になります。

なお、今回提案する改定後の利用料金につきましては上限額として規定されるものでございます。具体的な取扱いといたしましては、指定管理者の基本協定の規定に基づき、この額の範囲内で指定管理者が料金額を設定し、市と協議した上で利用者に御負担いただくという流れになりますので、御承知おきください。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（小林 哲君） 議案書72—1を御覧ください。

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例で引用する地方自治法第243条の2の8第8項が第33次地方制度調査会、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申により地方自治法の一部が改正され、第243条の2の9に繰り下がったため、条文の一部を改めるものでございます。

次ページの72—2を御覧ください。

第1条では駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例第8条で、第2条では駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例第5条で、引用する地方自治法「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

附則としまして、施行日を地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日とするものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

次に、

議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

及び

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

以上、補正予算3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（小澤 一芳君） 議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）について提案説明を申し上げます。

議案書73—1ページ、タブレット28ページを御覧ください。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億7,936万7,000円を追加し、予算の総額を178億5,246万9,000円とさせていただくものでございます。

第2条の継続費の追加、第3条の繰越明許費の追加及び第4条の地方債の変更は、後ほど表で説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものでございますが、人事異動に伴う人員構成の変動や超過勤務手当の増加、最低賃金の見直し等に伴う会計年度任用職員の人件費の補正、昨年と比べましてふるさと寄附の収入が好調なことから今後の寄附の見込みに基づき事業費の計上、障がい者福祉サービス事業ではサービス利用者の増加に伴う介護・訓練給付費の計上、中小事業者電気料高騰対策応援事業として市内中小事業者の負担軽減を図るため使用電力量に応じて電気料の一部を補助するための事業費の計上、老朽化が進む総合文化センターの空調設備等の改修において、標準的な工事期間の確保及び有利な起債の活用等を踏まえ、事業を前倒しする中で継続費の追加補正をお願いするものでございます。

また、新たに対応の必要性が生じた事業に係る補正などもお願いするものでございます。

詳細は後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

議案書73—5ページ、タブレット32ページを御覧ください。

第2表 継続費補正でございます。

款10 教育費、6項 社会教育費の文化センターの空調設備事業であります。老朽化が進む総合文化センターの空調設備等の改修工事におきまして、標準的な工事期間の確保及び有利な起債の活用等を踏まえまして、事業を前倒しして実施するため、継続費の追加補正をお願いするものです。総事業費を6億143万円とし、年割り額は令和6年度2億4,057万2,000円、令和7年度3億6,085万8,000円で継続費を設定するものでございます。

次ページを御覧ください。

第3表 繰越明許費補正でございます。

款6 農林水産業費から款8 土木費まで、全3事業でございます。

隣接工事で交通規制を行っているため地元調整を踏まえ工期を延長するもの、また用地交渉に不測の日数が必要なためなどであり、いずれも年度内に支払い完了ができないため、次年度に繰り越しをさせていただきたい

とするものでございます。

個々の説明は省略させていただきますが、追加として総額 4,823 万円の繰越明許費を設定させていただきます。
次ページ、タブレット 43 ページを御覧ください。

第 4 表 地方債補正でございます。

上段の災害復旧事業債及び一般補助施設整備等事業債は、災害復旧事業など、事業費の追加に伴う起債限度額の補正。

その下の地方道路等整備事業債及び 1 つ飛ばしまして公共施設等適正管理推進事業債、その下の緊急自然災害防止対策事業債は、道路関連事業におきまして有利な起債への変更や起債の借入要件の変更に伴う起債の調整などにより、それぞれの起債の限度額を変更するもの。

下から 3 段目の緊急防災・減災事業債は、文化センター空調設備の改修に伴い 2 億 4,050 万円を増加し、起債の限度額を 4,146 万円とするものでございます。

次に補正予算の詳細につきまして事項別明細書で説明させていただきます。

議案書 73—8・9 ページ、タブレット 35 ページを御覧ください。

初めに歳入でございますが、事項別明細書では 8・9 ページの見開きになっておりますが、説明は主に左ページを中心にさせていただきますので、見開き右ページにつきましては後刻確認をお願いいたします。

14 款 分担金及び負担金、2 項 6 目 農林水産業費負担金及び 11 目 災害復旧費負担金は、それぞれの事業の実施に当たり、地元または個人からの負担分でございます。

16 款 国庫支出金。

1 項 3 目 民生費国庫負担金は障がい者福祉サービス事業及び身体障がい児・者補装具等給付事業に係る国の負担分でございます。

10 目 教育費国庫負担金は私立幼稚園運営費に係る国の負担分の追加。

11 目 災害復旧費国庫負担金は現年発生耕地災害復旧事業に係る国の負担分でございます。

2 項 3 目は、民生費国庫負担金は、子どもの生活学習支援事業で独り親家庭や低所得世帯等の子どもたちの進学等に向け、受験料や模試費用に係る国の補助分でございます。

17 款 県支出金。

1 項 3 目 民生費県負担金は、障がい者福祉サービス事業及び身体障がい児・者補装具等給付事業に係る県の負担分。

10 目 教育費県負担金は私立幼稚園運営費に係る県の負担分でございます。

2 項 3 目 民生費県補助金は子どもの生活・学習支援事業に係る県補助金を充てるもの。

6 目は、農林水産業費県補助金は農業基盤整備促進事業で竜東地区の水路工事に県補助金を充てるものでございます。

19 款 寄附金。

1 項 1 目 一般寄附金はふるさと寄附が前年同期と比較して収入状況が好調なため増額補正をお願いするものでございます。

議案書 73—10・11 ページ、タブレット 37 ページを御覧ください。

4目 衛生費寄附金は明治安田生命保険相互会社松本支社様からの寄附金を健康増進事業に充てるもの。

21款 繰越金は今回の補正の一般財源分として一般繰越金を充てるもの。

23款 市債は先ほど地方債補正で説明した内容でございます。

次に歳出について説明いたします。

議案書73-12・13、タブレット39ページを御覧ください。

歳入と同様の説明をさせていただきます。

なお、今回の補正で、職員人件費は、人事異動に伴う職員構成の変更及び超過勤務手当などの補正と、会計年度任用職員の報酬及び手当の補正に関しましては最低賃金の見直し等によるもので、各科目における個別の説明は省略させていただきます。

議案書73-14・15ページを御覧ください。

款2 総務費。

下段の1項4目 企画費の協働のまちづくり推進事業は、ふるさと寄附金の増額に伴い、サイト等の利用手数料、寄附金取扱い業務委託料及び基金積立金に係る補正でございます。

議案書73-22・23ページ、タブレット49ページにお進みください。

款3 民生費。

1項2目 障がい福祉費は、障がい者福祉サービス事業の介護・訓練給付費の増額及び身体障がい児・者補装具等給付費の増加に伴う事業費の計上。

1項13目 介護保険費は、人事異動に伴う人員構成の変動に伴う人件費について介護保険特別会計への繰出金の計上。

議案書73-26・27、タブレット53ページにお進みください。

3項1目 生活保護総務費の自立支援事業は、子どもの生活・学習支援事業で、独り親家庭や低所得世帯等の子どもの進学に向け、受験料や模試費用に係る事業費の計上でございます。

議案書73-28ページ・29ページ、タブレット55ページを御覧ください。

款4 衛生費、1項4目 保健指導費は、寄附金を活用し、健康増進事業として血圧計の更新等に係る事業費の追加。

議案書73-34・35ページ、タブレット61ページを御覧ください。

款6 農林水産業費、1項5目 農地費は農業基盤整備促進事業に係る事業費の追加。

議案書73-36・37ページ、タブレット63ページを御覧ください。

款7 商工費。

1項2目 商工業振興費は、中小企業融資促進事業として信用保証料の追加及び中小事業者電気料高騰対策応援事業として中小事業者の負担軽減を図るための事業費の計上。

3目 観光費は、産地形成促進施設のふるさと味わい라운ジの指定管理料の計上。

73-40・41ページ、タブレット67ページを御覧ください。

款8 土木費、4項1目 都市計画総務費はJR駒ヶ根駅前広場案内看板更新に係る事業費の計上。

73-48・49ページ、タブレット75ページにお進みください。

款10 教育費。

3項2目 教育振興費は、中学校における先生方の学習指導書の購入に係る事業費の計上。

4項1目 幼稚園費は、私立幼稚園運営費に係る費用の追加。

議案書73—50・51ページ、タブレット77ページを御覧ください。

6項6目 文化センター費、総合文化センター費は、先ほど第2号の継続費補正で説明した文化センター空調設備改修事業で、令和6年度における年割り額に係る事業費の計上。

73—52・53、タブレット79ページを御覧ください。

7項3目 学校給食費は、物価高騰対策として値上がり分の賄い材料費にかかる費用の追加。

議案書73—54・55、タブレット81ページを御覧ください。

款11 災害復旧費、1項2目 現年発生耕地災害復旧費は、8月に発生した中沢地区の耕地災害復旧事業に係る事業費の計上。

議案書73—56・57、タブレット83ページを御覧ください。

款14 予備費、1項1目 予備費は、除雪等の対応に備えるため予備費の増額をお願いするものでございます。

次ページ以降は、給与費明細書、継続費についての進捗状況等に関する調書及び起債の残高見込み調書でございます。後刻お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○民生部長（北原 純君） それでは議案書の74—1ページをお願いをいたします。

議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案説明を申し上げます。

令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ50万8,000円を追加し、予算の総額を35億1,186万9,000円とするものであります。

今回の補正は職員の人員構成の変動、最低賃金の見直しに伴う補正となります。

74—3ページをお願いをいたします。

74—3ページの歳出、1款 総務費は5万5,000円の増、5款 地域支援事業は58万8,000円の増、6款 基金積立金は13万5,000円を減額するものであります。

74—2ページの歳入につきましては、それぞれ介護保険の負担ルールに基づいて補正をするものであります。

次に、議案書の75—1ページをお願いをいたします。

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ720万円を追加し、予算の総額を27億4,870万5,000円とするものであります。

今回の補正は、マイナンバーカードの普及に伴い、オンライン資格確認による国民健康保険と社会保険等の資格重複状態が確認された方等への国保税の過年度還付金について不足が見込まれるため、必要な額を補正させて

いただくものであります。

75—3ページをお願いいたします。

歳出の9款1項 償還金及び還付加算金に一般被保険者国保税還付金720万円を追加するものであります。

財源として75—2ページの歳入11款1項 繰越金720万円を追加するものであります。

説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

次に、

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

及び

議案第77号 市道路線の認定について

以上、事件案件2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（小澤 一芳君） 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

議案書76—1ページ、タブレット110ページを御覧ください。

公の施設の指定管理者の指定に当たりましては、庁内の指定管理者選定委員会を経て、市民の代表による指定管理者選定審査委員会の意見をお聞きし候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

中段の記書きの下の表を御覧ください。

番号1から次ページの番号6番までの施設となりますが、指定は6件で、指定の期間が全て令和7年——来年の3月31日をもって満了となる施設でございます。

なお、今回の指定管理者が変更となる施設はございません。

選定方法につきましては、表の番号1番から次ページの番号6番まで、全て随意指定でございます。

指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（小林 哲君） 議案書77を御覧ください。

議案第77号 市道路線の認定について提案説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により市道路線認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

整理番号1、路線名市道1—1131号線、起点、赤穂5820番地19、終点、赤穂5820番地13でございます。

この道路は、赤穂中割区内、すずらん保育園東側付近で、開発行為により宅地16区画が造成され、その開発行為内の延長164m、幅員6.2mの道路を、市道としての要件を満たしておりますので、新たに認定するものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

議案審査のため暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

休憩。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第8

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 から

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例 まで

5議案を一括議題といたします。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号～議案第72号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

次に、

議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号） から

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） まで

補正予算3議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○6 番（池田 幸代君） 議案第75号について伺います。

先ほどちょっとさっと説明があったかと思うんですが、介護保険との関係で、この一般被保険者保険税還付事務に至ったというようなことだったんですが、これ、ちょっともう少し経緯を説明していただきたいのと、あと、この国保税の還付金720万円、これ、何人に還付するのかということをお返事いただければと思います。

○民生部長（北原 純君） それでは議案第75号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容についてでございますが、介護保険とは、あの、関係はございません。

で、内容につきましては、国民健康保険と、それから社会保険といったものがありますが、そちらのほうに、ある例としては、社会保険に加入をしたのだけれども国民健康保険の抜ける手続をしていなかったと、こういった事例が今よくあるケースではございます。で、そうしたところが、マイナンバーカードが普及をしたことによ

りまして、その医療保険者向けの中間サーバーというものに登録をされた資格情報を基に、その重複の確認ができるようになってまいりましたので、それを活用して重複状態にある方に対して還付をしまいたいということ、そういう内容であります。

で、件数ということですが、今の時点で見ているのは……。すいません。ちょっとお待ちください。26件分で想定をしております。

以上です。

○議 長（小原 茂幸君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第75号までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

なお、議案第73号について、総務産業委員会は教育民生建設委員会と連携を取り審査してください。

次に、

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

及び

議案第77号 市道路線の認定について

事件案件2議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号及び議案第77号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

なお、議案第76号については、総務産業委員会は教育民生建設委員会と連携を取り審査をしてください。

日程第9 地域公的医療確保特別委員会の設置についてを議題といたします。

この件につきましては、新病院の市内設置に当たり、将来にわたり市民が安全・安心で充実した公的医療環境確保できるよう、諸般の課題について調査、研究、検討を通じて必要な提言を行うことを目的に特別委員会を設置し、議会として新病院建設の諸課題について意思を示していく必要があると考えます。

お諮りいたします。

本件については、10人の委員をもって構成する地域公的医療確保特別委員会を設置し、協議事項が発生した場合など、この特別委員会に付託し、審査終了までの間、継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、14人の委員をもって構成する地域公的医療確保特別委員会を設置し、協議事項が発生した場合など、この特別委員会へ付託し、審査終了までの間、継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました地域公的医療確保特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名いたします。

1番 竹上陽子議員、2番 小林敏夫議員、3番 今堀雷三議員、4番 福澤美香議員、5番 小原晃一議員、6番 池田幸代議員、7番 中島和彦議員、8番 押田慶一議員、9番 藤井邦彦議員、10番 竹村誉議員、11番 氣賀澤葉子議員、12番 中山万宝議員、13番 竹村知子議員、14番 宮下稔議員、以上の14人です。

特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

地域公的医療確保特別委員会は、直ちに委員会を開き、年長議員が臨時委員長となって、それぞれ互選の上、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩。

午前11時38分 休憩

午後0時00分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ただいま地域公的医療確保特別委員会の委員長及び副委員長の決定報告がありましたので報告いたします。

○局 長（下平 和弘君） 報告いたします。

地域公的医療確保特別委員会の委員長に小原晃一議員、副委員長に中島和彦議員が選任されましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（小原 茂幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日——11月30日から12月10日までは休会とし、12月11日午前10時、本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、今期定例会における一般質問の通告期限は本日午後2時であります。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

○局 長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午後0時01分 散会